

令和4年第5回 広島市議会定例会提出案件

予算案	条例案	その他の議案	計	報告
1件	11件	6件	18件	6件

1 予 算 案

- (1) 令和4年度広島市一般会計補正予算（第2号）

2 条 例 案

- (1) 広島市議会議員及び広島市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について（選挙管理委員会）

公職選挙法施行令の改正に準じて改正するもの

公費負担の限度額を引き上げる。

（例）自動車関係（レンタル方式）

（現行） （改正）

自動車の使用

1日につき1万5,800円→1万6,100円

燃料の代金

1日につき 7,560円→ 7,700円

施行期日 公布の日

(2) 職員の定年等に関する条例等の
一部改正等について
(企画総務局)

(主な改正内容)

国における措置等を考慮し、一般職の職員の定年を段階的に65歳に引き上げるもの

施行期日 令和5年4月1日

(3) 広島市市税条例等の一部改正について (財政局)

地方税法等の改正によるもの

(主な改正内容)

1 個人の市民税

住宅ローン控除について、適用期限を令和7年12月31日の入居まで4年延長するとともに、新築住宅等の控除期間を原則13年間とする。

施行期日 令和5年1月1日

2 固定資産税

(1) 特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る固定資産税の課税標準について、価格に4分の3を乗じて得た額とする特例措置を講ずる。

施行期日 公布の日

- (2) 公共下水道を使用する者が設置した下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、適用期限を2年延長するとともに、価格に特例として乗じる割合を4分の3から5分の4に改める。

施行期日 公布の日

- (3) 地域再生法に基づく地域再生計画に従い認定を受けた事業者が本社機能を拡充し、又は東京23区から移転した場合に取得した一定の固定資産に係る税率の特例措置について、適用期限を2年延長するとともに、当該認定から供用開始までの期限を2年から3年に改める。

施行期日 公布の日

- (4) 広島市豪雨災害伝承館条例の制定について（都市整備局）

広島市豪雨災害伝承館を設置するもの

1 位置

安佐南区八木三丁目24番23号

2 指定管理者の指定の手続等

施行期日 令和5年9月1日

(5) 広島市運動場条例の一部改正について (市民局)

庭球場を設置するもの

1 名称及び位置

名 称	位 置
広島市大町東庭球場	安佐南区大町東三丁目 9 3 3 番地の 7

2 利用料金の上限額

(例) 大人が使用する場合
1 面・1 時間につき 5 1 0 円

施行期日 令和 5 年 4 月 1 日

(6) 広島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について (経済観光局)

土地改良法の改正に伴う規定の整備

施行期日 公布の日

(7) 広島市道路附属物駐車場条例の一部改正について (道路交通局)

道路附属物駐車場で自動二輪車及び原動機付自転車の受入れを行うため、その利用料金の上限額を定めるもの

1 日 1 回につき 3 0 0 円
(通用期間 1 年以内の定期駐車券については、4 万 8, 0 0 0 円)

施行期日 公布の日から起算して 1 年 2 か月を超えない範囲内において規則で定める日

(8) 広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
（都市整備局）

1 新たに建築制限対象地区及び建築制限内容（用途、壁面の位置等）を定めるもの

（新たな建築制限対象地区）

瀬野四丁目地区

2 地区計画の変更にあわせて、建築物の壁面の位置の制限を改めるもの

（変更する建築制限対象地区）

平和大通り地区

リバーフロント地区

都心幹線道路沿道地区

施行期日 公布の日

(9) 広島市市営住宅等条例の一部改正について（都市整備局）

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の改正に伴う規定の整備

施行期日 公布の日

(10) 広島市公園条例の一部改正について（都市整備局）

- 1 中央公園に基町自転車等駐車場の代替施設として仮設の自転車等駐車場を設けることができるようにするもの

施行期日 公布の日

- 2 中央公園のうち中央公園広場エリアを定めるとともに同エリアに係る指定管理者が行う業務の範囲を定めるもの

施行期日 令和6年2月1日

(11) 広島サッカースタジアム条例の制定について（都市整備局）

広島サッカースタジアムを設置するもの

- 1 位置

中区基町15番2-1号

- 2 指定管理者の指定の手続等

- 3 利用料金の上限額

(例) フィールド及びスタンドを大人が使用する場合
平日・1日につき25万7,830円

施行期日 令和6年2月1日

3 その他の議案

- (1) 地方独立行政法人広島市立病院機構第3期中期計画の変更に係る認可について（健康福祉局）

地方独立行政法人広島市立病院機構の第3期中期計画の変更について認可するもの

（主な変更内容）

診療報酬改定に伴い、紹介状なしの広島市民病院及び安佐市民病院の受診等に対する使用料の額を令和4年10月1日から変更する。

区分		変更前	変更後
初診時	医科	5,500円	7,700円
	歯科	3,300円	5,500円
再診時	医科	2,750円	3,300円
	歯科	1,650円	2,090円

- (2) 損害賠償の額を定めることについて（下水道局）

下水道の管理^{かし}瑕疵に係るもの

792万5,818円

- (3) 市道の路線の廃止について（道路交通局）

佐伯1区511号線

- (4) 市道の路線の認定について（道路交通局）

東1区551号線など30路線

(5) 変更契約の締結について
(こども未来局)

こども療育センター及び児童相談所等改築
工事

請負金額の変更

変更前	61億9,907万8,840円
変更後	63億4,264万 940円

変更理由

賃金水準等の変動による。

(6) 変更契約の締結について
(道路交通局)

上瀬野線跨線橋新設工事

委託金限度額の変更

変更前	19億6,316万1,000円
変更後	22億 40万3,211円

工期の終期の変更

変更前	令和5年 3月31日
変更後	令和6年 3月31日

変更理由

補強土壁工の追加等や、仮設作業ヤード工を中断したことによる。

4 報告

- | | |
|--------------------------------|--------------------------------------|
| (1) 繰越明許費の繰越しの報告について (企画総務局ほか) | 一般会計、西風新都特別会計、中央卸売市場事業特別会計、駐車場事業特別会計 |
| (2) 事故繰越しの繰越しの報告について (経済観光局ほか) | 一般会計 |
| (3) 予算繰越しの報告について (水道局ほか) | 水道事業会計、下水道事業会計 |
| (4) 専決処分の報告について (道路交通局ほか) | 道路の管理 ^{かし} 瑕疵等に係る損害賠償額の決定 |
| | 道路の管理 ^{かし} 瑕疵 |
| | 1件 9万4,802円 |
| | 交通事故 |
| | 2件 53万3,144円 |
| | その他 |
| | 1件 85万6,339円 |

(5) 専決処分の報告について
(教育委員会)

市立中学校の生徒の死亡に係る国家賠償請求事件における訴訟上の和解

(6) 法人の経営状況報告について
(市民局ほか)

公益財団法人広島市文化財団など14件